

# 事業所税申告の手引

## ( 詳細版 )

### 目 次

1 申告判定用フロー図 .....	1頁	1 1 税率及び税額計算 .....	10頁
2 事業所税の概要 .....	2頁	1 2 申告納付 .....	11頁
3 納税義務者等 .....	3頁	1 3 税務調査 .....	13頁
4 課税客体 .....	3頁	1 4 その他の申告 .....	14頁
5 課税標準 .....	4頁	1 5 非課税施設一覧表 .....	15頁
6 免税点 .....	7頁	1 6 消防防災施設等の非課税 .....	17頁
7 みなし共同事業の課税の特例 .....	8頁	1 7 課税標準の特例施設等一覧表 .....	19頁
8 非課税 .....	9頁	1 8 減免施設一覧表 .....	21頁
9 課税標準の特例 .....	9頁	1 9 よくある質問 .....	22頁
1 0 減免 .....	10頁	2 0 確認表 .....	29頁



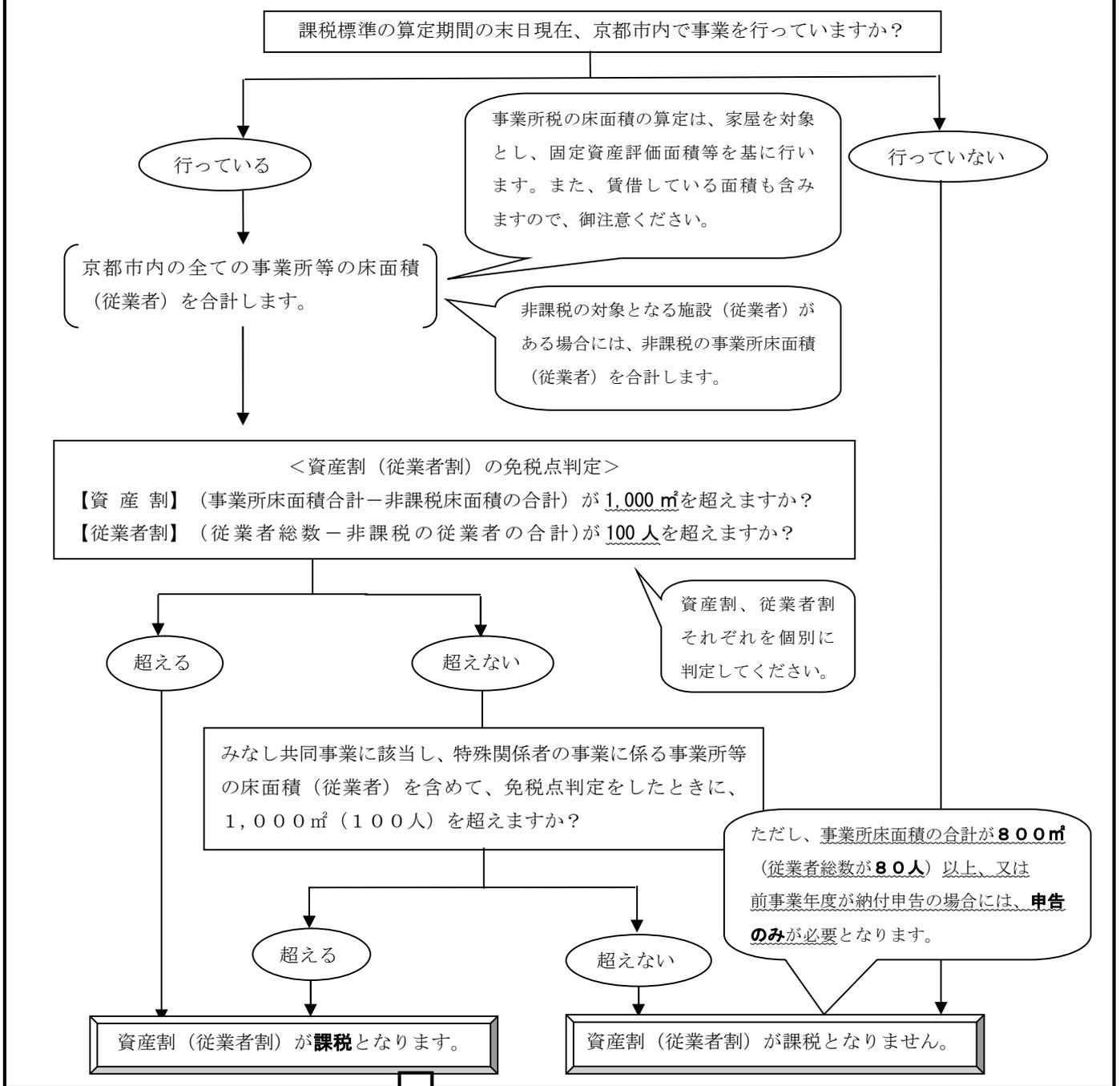
京都市  
CITY OF KYOTO

※事業所税に係る申告書等の各種様式について、令和3年4月1日から押印欄が廃止されました。

なお、本市から送付する申告書等については、順次切り替え予定ですが、押印欄のある様式であっても押印は不要です。

# 1 申告判定用フロー図

## 免税点の判定（課税標準の算定期間の末日の現況）



## 課税標準の計算

<課税標準となる事業所床面積（従業者給与総額）の計算>

【資産割】（事業所床面積合計－非課税床面積－控除床面積）m<sup>2</sup>

【従業者割】（従業者給与総額－非課税給与総額－控除給与総額）円

※ 従業者割の課税標準給与総額は、千円未満切捨て

<資産割額（従業者割額）の計算>

【資産割額】課税標準床面積 × 600 円

【従業者割額】課税標準給与総額 × 0.25 / 100 円

<事業所税額の計算>

資産割額 + 従業者割額 = 事業所税額

※ 合算後に百円未満切捨て

## 2 事業所税の概要

事業所税は、道路、公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備・改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

事業所税は、申告納付のほか、事業所用家屋の貸付状況等の申告という制度を採用しており、事業所税の適正・公平かつ円滑な運用には、納税義務者や貸しビル所有者の方など、関係者の皆様の御理解と御協力が必要となります。

この手引では、事業所税のあらまし、よくある質問などを説明していますので、事業所税制度の理解や申告等の参考にしていただければ幸いです。

項 目	資 産 割	従 業 者 割
納税義務者	事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所床面積 (借り受けている分を含みます。)	従業者給与総額 (賞与を含み、退職金は除きます。)
税 率	1㎡につき600円	100分の0.25 (0.25%)
税 額	事業所床面積×600円	従業者給与総額×0.25%
申 告 義 務	京都市内の合計事業所床面積 800㎡以上	京都市内の合計従業者数 80人以上
免 税 点	京都市内の合計事業所床面積 (非課税部分を除く。) 1,000㎡以下	京都市内の合計従業者数 (非課税に係る方を除く。) 100人以下
課税標準の 算定期間	法 人 …… 事業年度 個 人 …… 1月1日～12月31日 (原則)	
納 付 方 法	申 告 納 付	
申告納付の 期 限	法 人 …… 事業年度終了の日から2月以内 (申告期限の延長の制度はありません。) 個 人 …… 翌年の3月15日まで	

※ 御申告の際には京都市ホームページに本手引とともに掲載している「事業所税申告書等の記入例」も御利用ください。

※ 申告義務や免税点の判定、税額の計算に当たっては、1ページのフロー図及び29ページ確認表も確認してください。また、免税点については、併せて7ページ「6 免税点」を参照してください。

### <事業所税の使途>

(千円)

対 処 事 業	令和6年度予算	令和5年度予算	令和4年度予算
街路整備事業	95,914	293,166	763,991
土地区画整理事業	349	17	74
公園整備事業	43,039	49,550	45,940
下水道整備事業	81,966	1,318	11,563
公債償還費	4,402,692	4,136,076	4,192,988
道路橋りょう整備事業	760,336	547,188	733,685
河川整備事業	23,576	210,525	219,942
高速鉄道整備事業	13,620	245	45,494
教育文化施設整備事業	1,635,688	1,482,091	671,329
社会福祉施設整備事業	3,492	44,780	963
防災事業	2,186	14,492	35,450
廃棄物処理施設整備事業	919,142	876,552	811,581
計	7,982,000	7,656,000	7,533,000

### 3 納税義務者等

#### (1) 事業所税の納税義務者

事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において、事業を行っている法人（清算中の法人を含みます。）又は個人です。

#### (2) 貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合

当該事業を行う方が納税義務者となります。

したがって、貸しビル等の貸主の方は当該貸付部分（空室部分も含みます。）についての納税義務者となりません。

☞ 22 号「問 1」（22 号「19 よくある質問」の問 1 を参照してください。以下同じ。）

#### (3) 法律上事業所等において事業を行うとみられる方が単なる名義人であって、他の方が事実上当該事業を行っていると思われる場合

事実上事業を行っている方が納税義務者となります。（実質課税の原則）

#### (4) 共同事業を行う場合

各共同事業者の課税標準は個々に算定して申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に、損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その方の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

#### (5) 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社など）を有する方の事業と、その特殊関係者の事業が同一家屋内で行われている場合

その特殊関係者の事業は特殊関係者を有する方との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

この場合、特殊関係者を有する方の課税標準は当該特殊関係者の事業を合算せず各々単独に算定しますが、免税点の判定は当該特殊関係者の事業を合算して行います。

特殊関係者及び免税点の判定等について、詳しくは 8 号「7 みなし共同事業の課税の特例」を参照してください。

### 4 課税客体

#### (1) 課税客体

事業所等において法人（清算中の法人を含みます。）又は個人が行う事業に課されます。

#### (2) 事業所等

自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

具体的には、事務所、店舗、工場はもとより倉庫、材料置場、作業場、ガレージなどの家屋も含まれますが、**社宅、社員寮等の人の居住用部分は除かれます。**

なお、人的設備のない施設（無人倉庫等）であっても、それを管理する事業所等（市の内外を問いません。）と一体となって事業を行っている場合は、事業所等に該当します。

#### (3) 事業

物の生産、流通、販売、サービスの提供等に係る全ての経済活動をいいます。

したがって、法人又は個人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业も含まれます。

(4) 事業所等において行う事業

事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行う事業となります。

## 5 課税標準

(1) 課税標準の算定期間

法人 …… 事業年度

個人 …… 原則として1月1日から12月31日までの期間

(個人の場合で上記以外の場合)

- ① 年の途中で事業を廃止した場合は、1月1日から当該廃止の日までの期間
- ② 年の途中で事業を開始した場合は、当該開始の日から12月31日までの期間
- ③ 年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合は、当該開始の日から当該廃止の日までの期間

※ ①及び③の場合の申告納付期限は、事業廃止の日から1月以内（廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4月以内）です。

(2) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における京都市内の各事業所等の合計事業所床面積です。

ア 事業所床面積

事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

ただし、貸しビルなど2以上の事業者が使用する事業所用家屋の場合は、一般的に専用部分の延べ床面積と、それぞれの事業者の専用部分の床面積の割合で案分して求めた共用部分（※）の床面積との合計床面積となります。（地方税法第701条の31第1項第4号、同法施行令第56条の16）

※ 「共用部分」とは、廊下、階段、エレベーター、機械室等共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分の全てを含みます。

$$\boxed{\begin{matrix} \text{事業所} \\ \text{床面積} \end{matrix}} = \boxed{\begin{matrix} \text{当該事業者の} \\ \text{専用部分の床面積} \end{matrix}} + \boxed{\begin{matrix} \text{共用部分} \\ \text{の床面積} \end{matrix}} \times \boxed{\frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

イ 事業所用家屋

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

ウ 家屋

固定資産税における家屋をいいます。

したがって、不動産登記法の建物と意義を同じくし、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

エ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合

課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積を12で除して得た面積に、当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積が課税標準となります。

オ 課税標準の算定期間の中で、事業所等の新設又は廃止があった場合の月割計算

(ア) 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\left( \begin{matrix} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{における事業所床面積} \end{matrix} \right) \times \left( \frac{\text{新設月の翌月から課税標準の算定期間の末日までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において**廃止**された事業所等

$$\left( \begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left( \frac{\text{課税標準の算定期間の開始月から事業所等の廃止月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において**新設**され、当該期間の中途において**廃止**された事業所等

$$\left( \begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \left( \frac{\text{事業所等の新設月の翌月から廃止月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \right)$$

注1 「**新設**」の日とは、当該業務の準備期間も課税客体としての事業に含むことから、営業開始日ではなく、原則として**物件の取得日、賃貸借契約の開始日等**となります。

2 上記**エ、オ**の事業所床面積は、非課税及び課税標準の特例の適用をした後の床面積です。

3 課税標準の算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途の新設となりません。

4 上記**エ、オ**の月数は暦によって計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
また、上記**エ、オ**の新設月、廃止月の月は、一般にその月の1日から月末をいいますが、20日決算であれば21日から20日までをいいます。

5 12月に満たない課税標準の算定期間の中途において、事業所等の新設又は廃止があった場合は、上記**エ**の計算で得た面積で上記**オ**の月割計算を暦に従って行います。

カ 課税標準の算定期間の中途で、**事業所等の拡張又は縮小**があった場合

課税標準の算定期間の中途での一の事業所等における事業所床面積の拡張又は縮小（貸しビル等の借増し又は一部解除や、同一敷地内の事業所等の新築・増築又は取壊し等により事業所床面積に増減が生じた場合）は、月割計算は行いません。（課税標準の算定期間末日現在の床面積が課税標準となります。）

なお、「一の事業所等」とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地内であれば経営主体が同じである限り一区画とみなし、一単位の事業所等となります。

具体的には、同一の敷地又は同一の建物に複数の事務所、店舗、工場、倉庫等がある場合、それらを合わせて一の事業所等となります。 23 頁「問8」

(3) 従業者割

従業者割の課税標準は、**京都市内の各事業所等**において課税標準の算定期間中に支払われた又は支払われるべき**従業者給与総額**です。

従業者給与総額には**未払金・未払費用**として**経理された給与等の額も含まれます。**（いわゆる「**発生主義**」です。）

ア 従業者給与総額

従業者（**役員を含まず。**）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。（原則として、所得税法上の給与所得となる給与額です。）

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいいます。

また、退職金、年金、恩給及び通勤手当（所得税法において非課税とされる一定金額以下のものに限りません。）等は含まれません。

(7) 障害者及び高齢者（いずれも**役員を除きます。**）

免税点判定の対象となる従業者に含まれず、その方に係る給与等は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。（障害者は障害の認定日以後に係るもの、高齢者は当該年齢に達した日以後に係るものに限りません。）

なお、「高齢者」とは年齢65歳以上の方をいい、「障害者」とは等級にかかわらず障害者手帳の交付を受けられた方をいいます。

(イ) 雇用改善助成対象者（国の雇用に関する助成に係る方）

免税点判定の対象となる従業者に含みますが、その方に支払われる給与等の2分の1に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含みません。

なお、「雇用改善助成対象者」とは、55歳以上65歳未満の方で、次の条件のいずれかに該当する方をいいます。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の方
- ・ 作業環境の適応訓練を受けた方
- ・ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の雇用奨励金の支給に係る方

(ウ) 年齢等の判定と申告の取扱い

障害者、高齢者（年齢65歳以上の方）及び雇用改善助成対象者の給与総額に該当するかどうかの判定は、これらの方に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により行います。

したがって、給与の算定期間の末日現在では64歳で、給与の支給日に65歳である場合の当該給与は、従業者給与総額に含むことになります。

なお、申告に当たっては、(ア)、(イ)共に従業者、従業者給与総額に含め、(ア)は非課税の取扱いを、(イ)は課税標準の特例の取扱いをしてください。☞ 24頁「問11」

イ 特殊な勤務形態の従業者（免税点の判定及び課税標準の取扱いについては、7頁一覧表を参照）

(ア) 役員の取扱い

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の方で、法人の経営に従事している方をいいます。（法人税法第2条第15号、同法基本通達9-2-1）☞ 24頁「問12」

(イ) パートタイマーの取扱い

パートタイマーの従業者かどうかは形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるもので、雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務の方をいいます。

一般的に、正規従業者の所定労働時間が週40時間の場合において、パートタイマー等の所定労働時間が週30時間未満の方は、従業者に含みません。（従業者給与総額には含みます。）

(ウ) 長期間の出張の取扱い

市外の事業所等に長期間出張している方で、当該出張が派遣と同様と認められる場合は、従業者、従業者給与総額共に含みません。

(エ) 市外の事業所等への派遣の取扱い

市外の事業所等に派遣されている方は、従業者、従業者給与総額共に含みません。

(オ) 課税標準の算定期間の中途において、京都市内の事業所等と市外の事業所等の間で転勤した方がいる場合

京都市内の事業所等に勤務する間の給与等のみを従業者給与総額に含みます。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日の現況によって行います。

したがって、給与の計算期間の末日に京都市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に市外の事業所等に勤務している場合、当該給与は従業者給与総額に含みます。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に含みます。

(カ) 勤務形態ごとの免税点の判定と課税標準の取扱い（一覧表）

特殊な勤務形態の従業者に係る免税点の判定及び課税標準の取扱いについては、下表を参照してください。

従業者		免税点の判定	課税標準
障害者及び高齢者（役員を除きます。） [非課税の取扱い]		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
雇用改善助成対象者 [課税標準の特例の取扱い]		従業者に含める。	給与等の2分の1を従業者給与総額に含める。
役員	無給役員	従業者に含めない。	—
	数社の兼務役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	障害者及び高齢者	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	使用人兼務役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	非常勤役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
日々雇用等の臨時の従業者		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
パートタイマー		従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。
外交員で事業所得のみの方		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
外交員で給与所得と事業所得を有する方		従業者に含める。	給与所得分のみ従業者給与総額に含める。
休職中の方		給与が支払われている場合は従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者・市外転勤者		従業者に含めない。	退職・市外転勤までの給与等は従業者給与総額に含める。
出向	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先が出向元に給与相当分を支払う場合（法人税法上給与として取り扱う場合）	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	双方で給与を負担しあう場合	主たる給与を支払っている会社の従業者に含める。	それぞれの会社の負担分を従業者給与総額に含める。
市外への派遣・出向		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
市外への出張		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
派遣法による派遣社員		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。

## 6 免税点

### (1) 免税点の判定等 ㊦ 24～25㊦「問13、15～17」

免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて別々に行います。したがって、いずれか一方が免税点を超える場合は、そのいずれか一方が課税されます。

**免税点を超えると、超えた部分だけではなく、事業所床面積・従業者給与総額の全てが課税の対象となります。**

なお、資産割にあつては次の**ア**の場合、従業者割にあつては次の**イ**の場合、免税点以下となり課税されません。

※ ただし、みなし共同事業に該当する場合には、免税点の判定に特例があります。（9㊦参照）

#### ア 資産割

京都市内の各事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡以下である場合

※ 免税点の判定に当たり、非課税施設等（9、15～16㊦参照）に係る床面積は含みません。

※ なお、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して事業を休止していたと認められる

施設（休止施設）に係る床面積、事業所等の新設の当初から事業に使用していない場合の未使用部分に係る床面積は、課税標準の特例の取扱いとなりますので免税点判定に含みます。

#### イ 従業者割

京都市内の各事業所等の従業者数の合計が100人以下である場合

※ 免税点の判定に当たり、従業者に含めない方（5～7 参 照）及び非課税施設等（9、15～16 参 照）に勤務する方は含みません。

※ 課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動があった事業所等（各月末における従業者数の最大時における数値が最小時の数値の2倍を超えることとなるもの）の場合、課税標準の算定期間中における各月末の従業者数の平均値をもって課税標準の算定期間の末日における従業者数とみなします。

#### (2) 課税標準の特例の適用がある床面積、従業者の取扱い 参 照 25 参 照「問14」

課税標準の特例（19～20 参 照）の適用のある床面積又は従業者数は、免税点判定に含みます。

#### (3) 共同事業の場合

各共同事業者の免税点の判定は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た床面積又は従業者数となります。

## 7 みなし共同事業の課税の特例

特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社など）を有する方の事業所等と、その特殊関係者の事業所等が同一家屋内に存する場合、そこで行われている特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する方との共同事業とみなされます。 参 照 26～27 参 照「問18～20」

#### (1) 特殊関係者の範囲

「特殊関係者」とは、次に掲げる方をいいます。

ア 特殊関係者を有する方であるかどうかの判定をすべき方（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

イ アに掲げる方以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している方

ウ ア、イに掲げる方以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方

エ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（ア、イに掲げる方を除きます。）、及びその方とア～ウのいずれかに該当する関係がある個人

オ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人、及びその方とア～エのいずれかに該当する関係がある個人

カ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

キ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの方とア～エに該当する関係がある個人、及びこれらの方を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※ 「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいい、株主等（自己を除きます。）が3人以下で、同法施行令第4条第1項及び第2項に定める特殊関係者が有する株式の数又は出資金額がその会社の発行済株式の総数又は出資金の総額（自己所有分を除きます。）の、あるいは同条第3項第2号に定める議決権がその総数（行使できない株主の所有分を除きます。）の、いずれかが50%を超える会社をいいます。

なお、特殊関係者が株主等（合名会社等の社員に限ります。）の総数の半数を超える場合も同様です。

※ 特殊関係者を有する方であるかどうか、及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

## (2) 免税点の判定方法

各事業者の免税点は、その方が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定を行います。

## (3) 課税標準の算定方法

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する方及び特殊関係者の課税標準を算定するに当たっては、それぞれの方の事業所等の床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となります。

## (4) 連帯納税義務

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業所税については、特殊関係者を有する方と特殊関係者に各々連帯納税義務が課されます。

## (5) 申告手続

みなし共同事業の課税の特例に該当する場合は、特殊関係者の事業所床面積、従業者数等を記入した「みなし共同事業に関する明細書」を申告書に添付してください。

# 8 非課税

事業所税の創設の趣旨、目的等からみて事業所税を課税すべきでないと考えられるものについて、人的非課税及び用途非課税の措置を講じています。 ④ 24、27 ⑤ 「問10、21～23」

## (1) 人的非課税

ア 国、非課税独立行政法人、法人税法第2条第5号の公共法人

イ 法人税法第2条第6号の公益法人等、人格のない社団等（収益事業以外の事業に限ります。）

※ 収益事業と収益事業以外の事業とを同一の事業所等において併せて行う場合において、事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき非課税規定の適用を受けるものを算定します。

## (2) 用途非課税

用途による非課税に該当するものは、「15 非課税施設一覧表」（15～16 ⑤）に掲げていますので参照してください。

ア 適用を受けられるかどうかの判定

課税標準の算定期間の末日の現況によります。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により判定を行います。

イ 新たに適用を受けようとする場合や適用内容に変更がある場合

非課税の適用を受ける施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

# 9 課税標準の特例

事業所税の創設の趣旨、目的等からみて事業所税を軽減すべきと考えられるものについて、課税標準の特例の措置を講じており、該当するものとその控除率は、「17 課税標準の特例施設等一覧

表」(19～20 頁)に掲げていますので参照してください。 24、28 頁「問10、24～26」

(1) 適用を受けられるかどうかの判定

課税標準の算定期間の末日の現況によります。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により判定を行います。

(2) 新たに適用を受けようとする場合や適用内容に変更がある場合

課税標準の特例の適用を受ける施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

## 10 減免

天災その他特別の事情がある場合において、都市政策上必要なものについて、減免の措置を講じており、該当する施設とその減免率は、「18 減免施設一覧表」(21 頁)に掲げていますので参照してください。

(1) 適用を受けられるかどうかの判定

原則として課税標準の算定期間の末日の現況によります。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により判定を行います。

(2) 適用を受けようとする場合(課税標準の算定期間ごとに、毎回申請が必要です。)

事業所税申告書の提出期限の1月前までに、減免申請書を提出してください。

(3) 新たに適用を受けようとする場合や適用内容に変更がある場合

事業所税申告書の提出期限の1月前までに、減免申請書及び減免の適用を受ける施設の床面積を算定した建物図面等根拠となる資料を提出してください。

※ 「事業所税減免申請書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

## 11 税率及び税額計算

(1) 税率

資産割 1㎡につき600円

従業者割 100分の0.25(0.25%)

(2) 税額の計算方法

$$\text{税額} = \underbrace{\text{課税標準となる事業所床面積(A)} \times 600}_{\text{資産割}} + \underbrace{\text{課税標準となる従業者給与総額(B)} \times \frac{0.25}{100}}_{\text{従業者割}}$$

$$\text{(資産割)} \quad \boxed{\text{課税標準となる事業所床面積(A)}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例に係る控除事業所床面積}}$$

$$\text{(従業者割)} \quad \boxed{\text{課税標準となる従業者給与総額(B)}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例に係る控除従業者給与総額}}$$

### (3) 端数計算の方法

- ア 事業所床面積 1㎡の100分の1未満を切捨て  
イ 課税標準となる従業者給与総額 1,000円未満を切捨て  
ウ 税額 資産割額と従業者割額の合算後に100円未満を切捨て

## 1.2 申告納付 (その他の申告については14頁参照)

### (1) 事業所税の申告

区分	申告の必要な場合
納付申告	次のいずれかに該当する場合 ・ 京都市内の事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える場合 ・ 京都市内の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える場合 ※ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行ってください。
免税点以下の申告	次のいずれかに該当する場合 ・ 法人にあっては前事業年度に、個人にあっては前年に、事業所税の納付すべき税額があった場合 ・ 京都市内の事業所等の床面積の合計が800㎡以上の場合 ・ 京都市内の事業所等の従業者数の合計が80人以上の場合

### (2) 申告納付の期限 28頁「問27」

区分	申告納付の期限
法人	事業年度終了の日から2月以内(事業年度終了の日の翌日から申告できます。) ※ 法人税において、申告期限が延長された場合であっても、 <u>事業所税の申告期限は延長されません</u> ので御注意ください。
個人	翌年の3月15日(年の途中で事業を廃止した場合はその廃止の日から1月以内、事業の廃止が納税義務者の死亡による場合はその死亡の日から4月以内)

### (3) 申告書の提出先

京都市 市税事務所 事業所税担当

令和7年8月に移転を予定しております。  
※詳細は裏表紙参照

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1(烏丸御池西南角)  
井門明治安田生命ビル5階 TEL(075)213-5248

※ 申告書を郵便又は信書便で送付された場合は、郵便物又は信書便物(宅配便やメール便等はこれらに当たりません。)の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。

また、電子申告による提出も受け付けています。(14頁参照)

※ 收受日付印のある申告書等の控えが必要な場合は、申告書等の控えのほか、返信用封筒(宛名を記載し、所要額の切手を貼付したもの)を同封していただければ、收受日付印を押印した申告書等の控えを返送します。

※ 事業所税の「申告書」、別表I「事業所等明細書」、II「非課税明細書」、III「課税標準の特例明細書」、IV「共用部分の計算書」、「障害者・高齢の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書」、「みなし共同事業に関する明細書」、「納付書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

### (4) 納付場所

- ・ 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
- ・ 指定金融機関及び収納代理金融機関(納付書の裏面を参照してください。)
- ・ 近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局

### (5) 納税証明の発行場所

京都市 市税事務所 軽自動車税事務所(分室)

※納税証明書の発行場所は移転しません。

TEL(075)213-5467 井門明治安田生命ビル(烏丸御池南西角)

(区役所・支所の市民窓口課及び証明書発行コーナーでは、発行していません。)

※ 「納税証明等請求書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

※ 請求には、あらかじめ請求を行う年度の事業所税の申告を行っている必要があります。

また、法人の代表者印、来所者の本人確認書類、手数料（一通につき350円）が必要です。

## (6) 修正申告・更正の請求

### ア 修正申告（申告期限後の修正申告には、延滞金等が課されます。）

既に申告した税額が過少であったため、不足税額が生じることとなった場合は、速やかに修正申告書を提出するとともに不足税額を納付してください。

### イ 更正の請求

(ア) 申告書に記入した課税標準等若しくは税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算誤りがあったことにより、納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

更正の請求をされる場合は、事前に事業所税担当までお問い合わせください。

(イ) 更正の請求書には、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を必ず記入するとともに、請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付してください。

## (7) 延滞金・加算金

### ア 延滞金（法701条の60）

法701条の46第1項又は法701条の47第1項の納付期限（以下「納付期限」といいます。）後に納付される場合（修正申告により増加した税額を納付する場合も含まれます。）は、その日数に応じて延滞金がかかる場合があります。また、法701の59第1項の納期限後に納付される場合も、その日数に応じて延滞金がかかる場合があります。なお、延滞金額は次に掲げる計算方法により算出してください。

#### 【令和3年1月1日以降】

税額に年14.6%を上限として延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合を、次に掲げる①から④の期間については年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

#### 【令和2年12月31日以前（平成26年1月1日以降）】

税額に年14.6%を上限として特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合を、次に掲げる①から④の期間については、年7.3%を上限として特例基準割合に年1%を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

- ① 期限内申告…納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- ② 期限後申告…納付期限の翌日から申告書を提出した日までの期間又は申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間
- ③ 修正申告…納付期限の翌日から修正申告書を提出した日までの期間又は修正申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間
- ④ 更正・決定…納付期限の翌日から法701条の59第1項の納期限までの期間又は法701条の59第1項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

注 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てて計算します。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

## イ 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ下表のとおり課されます。

また、課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したときは、重加算金が課されます。

(表中、法は地方税法の略称です。)

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正又は修正申告があった場合 (修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。) (法第701条の61第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%を加算します。)
不申告加算金	期限後に申告があった場合 (法第701条の61第2項第1号)	納付すべき税額×15% (納付すべき税額のうち、50万円を超える部分については、20%が、300万円を超える部分については、30%が課されます。(法第701条の61第3項、第4項))
	期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の61第2項第1号)	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正又は修正申告があった場合 (法第701条の61第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正又は修正申告があった場合 (法第701条の61第2項第3号)	
期限後に申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の61第6項)	納付すべき税額×5%	

### 【不申告加算金が課される場合の例】

申告の提出日前5年以内に、不申告加算金等が課されたことがなくかつ納期限内に税額の全額を納付し、その申告書が提出期限後一月を経過する日までに提出された場合、初回の期限後申告に対しては不申告加算金が課されませんが、2回目以降の期限後申告に対しては不申告加算金が課されます(法第701条の61第8項、同法施行令第56条の80)。

## 1.3 税務調査

### (1) 参考資料の提出

申告書等の提出に併せて、その内容(事業所床面積、非課税床面積、貸付床面積等)を示した図面や賃貸借契約書等の資料の提出をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

### (2) 税務調査

随時、申告の内容等についての電話確認や、新たに非課税、課税標準の特例及び減免の適用並びにそれらの内容に変更のあった事業所等についての実地調査を実施しています。

その際は、建築図面や賃貸借契約書等の資料の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。なお、調査に伺う職員は、検査吏員証を携帯しています。

## 1 4 その他の申告

### (1) 事業所等を新設し、又は廃止した方の申告

京都市内で事業所等を新設又は廃止されたもののうち、次のような場合は、**新設又は廃止した日から1月以内**に、法人市民税の「法人等設立・解散・変更届出書」又は事業所税の「事業所等の新設又は廃止の申告書」による申告が必要です。

(地方税法第701条の52第1項、京都市市税条例第199条第1項、京都市市税条例施行細則第9条の2)

- ① 床面積800㎡以上の事業所等を新設した場合又は新設後の市内事業所等の床面積の合計が800㎡以上になった場合
- ② 従業者80人以上の事業所等を新設した場合又は新設後の市内事業所等の従業者数合計が80人以上になった場合
- ③ 市内事業所を廃止し、廃止前の市内事業所等の床面積の合計が800㎡以上又は従業者数合計が80人以上であった場合

### (2) 事業所用家屋を貸し付けている方の申告

京都市内で事業所用家屋の全部又は一部を他に貸し付けているもののうち、次のような場合は、**貸し付けた日から1月以内**に、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」及び「貸付状況明細書」による申告が必要です。

また、貸付申告した内容（貸付先、貸付床面積等）に**変更があった場合も同様**です。

(地方税法第701条の52第2項、京都市市税条例第199条第2項及び第3項、京都市市税条例施行細則第9条の3)

- ① 事業所税の納税義務者に対して、1棟の床面積が500㎡以上の家屋を貸し付けた場合
- ② 1貸付先に対して、床面積が300㎡以上の家屋（2以上の計を含みます。）を貸し付けた場合
- ③ その他市長が特に必要と認めた場合

※ 法人市民税の「法人等設立・解散・変更届出書」、事業所税の「事業所等の新設又は廃止の申告書」、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」及び「貸付状況明細書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

※ 收受日付印のある申告書等の控えが必要な場合は、申告書等の控えのほか、返信用封筒（宛名を記載し、所要額の切手を貼付したもの）を同封していただければ、收受日付印を押印した申告書等の控えを返送します。

地方税ポータルシステム【エルタックス】

**eLTAX**

京都市への事業所税の申告手続については、電子申告を御利用いただけます。

また、事業所等の新設・廃止の届出や減免の申請も行えます。

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> を御覧ください。

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/> を御覧ください。

# 15 非課税施設一覧表

(京都市で該当すると考えられるもの)

表中、法は地方税法、政令は地方税法施行令の略称です。

(令和7年2月1日現在)

区	分	資産割	従業者割
1	博物館その他教育文化施設〔法701の34③3〕 博物館法第2条第1項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設（11に掲げるものを除きます。）	○	○
2	公衆浴場〔法701の34③4〕 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの	○	○
3	と畜場〔法701の34③5〕 と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
4	死亡獣畜取扱場〔法701の34③6〕 化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
5	水道施設〔法701の34③7〕 水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○
6	一般廃棄物処理施設〔法701の34③8〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
7	病院、診療所、介護老人保健施設及び医療関係者の養成所〔法701の34③9〕 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所	○	○
8	保護施設〔法701の34③10〕 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○
9	小規模保育事業施設〔法701の34③10の2〕 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
10	児童福祉施設〔法701の34③10の3〕 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（11に掲げるものを除きます。）	○	○
11	認定こども園〔法701の34③10の4〕 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○
12	老人福祉施設〔法701の34③10の5〕 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○
13	障害者支援施設〔法701の34③10の6〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○
14	社会福祉事業用施設〔法701の34③10の7〕 8から13までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
15	包括的支援事業用施設〔法701の34③10の8〕 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
16	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業用施設〔法701の34③10の9〕 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
17	農林水産業生産施設等〔法701の34③11〕 農業、林業又は漁業を営む方が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
18	農業協同組合等の共同利用施設〔法701の34③12〕 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
19	卸売市場等〔法701の34③14〕 卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○
20	電気事業用施設〔法701の34③16〕 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
21	ガス事業用施設〔法701の34③17〕 ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○

区 分	資産割	従業者割
22 中小企業の集積の活性化事業等用施設〔法701の34③18〕 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う方が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け(これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含みます。)を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
23 鉄道事業用施設〔法701の34③20〕 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの(事務所、発電施設以外の施設)	○	○
24 運送事業用施設〔法701の34③21〕 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限ります。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の方の需要に応じてするものを除きます。)に係る部分に限ります。)を経営する方がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設で、修理工場にあつては直営に限ります。)	○	○
25 自動車ターミナル用施設〔法701の34③22〕 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設)	○	○
26 電気通信事業用施設(移動電話事業を除きます。)[法701の34③24] 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業(携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除きます。)を営む方で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの(事務所、研究施設、研修施設以外の施設)	○	○
27 一般信書便事業用施設〔法701の34③25〕 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者が、その本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
28 郵便事業用施設〔法701の34③25の2〕 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○
29 勤労者福利厚生施設〔法701の34③26〕 勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの ※ 「福利厚生施設」とは、従業者の福利又は厚生のために設置される施設をいい、一般的には保養所、体育館、娯楽室、休憩室、売店、食堂、診療室等が該当します。 なお、更衣室、浴場、宿泊室等は業務上必要なものとして設置されている場合には、該当しません。 また、非課税施設部分のみが該当しますので、それに通じる廊下、階段は該当しません。	○	○
30 路外駐車場〔法701の34③27〕 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの ※ 「路外駐車場」とは、一般公共の用に供する駐車場の施設をいい、次のいずれかのものが該当します。 ① 都市計画において定められたもの ② 駐車場法第12条の規定により届出がされたもの ③ ②の届出の必要がない路外駐車場で、公益上必要な施設等からおおむね200m以内の距離に設置されたもので、不特定多数の方の利用に供されるもの(特定の店舗等の利用者の方のみの利便施設を除きます。)	○	○
31 都市計画に定められた原動機付自転車及び自転車の駐車施設〔法701の34③28〕 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
32 高速道路事業用施設〔法701の34③29〕 西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社等が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設)	○	○
33 消防防災施設〔法701の34④〕 百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の方が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの(以下「消防用設備等」といいます。)及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等(以下「特殊消防用設備等」といいます。)並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備(消防用設備等及び特殊消防用設備等を除きます。)のうち政令で定めるもの(17~18頁「16 消防防災施設等の非課税」参照)	○	—

## 16 消防防災施設等の非課税

### (1) 消防防災施設等の非課税の適用を受けられる事業所（特定防火対象物）

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち、下表に掲げるものだけが下記(2)の消防防災施設等の非課税の適用を受けられます。

消防法施行令別表第1の防火対象物のうち消防防災施設等の非課税の適用を受けられるもの	
(一) イ ロ	劇場、映画館、演芸場、観覧場 公会堂、集会場
(二) イ ロ ハ ニ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの 遊技場、ダンスホール 性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これに類するもの カラオケボックス、その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含みます。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(三) イ ロ	待合、料理店、その他これらに類するもの 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
(五) イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
(六) イ ロ ハ ニ	病院、診療所、助産所 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター等 幼稚園、特別支援学校
(九) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの
(十六) イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)から(四)、(五)イ、(六)又は(九)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)から(四)、(五)イ、(六)又は(九)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限ります。)

### (2) 非課税の適用を受けられる施設・設備等

#### ア 消防用設備等

消防法第17条第1項に規定する消防用設備等で、同条の技術上の基準に適合するもの等に係る床面積が非課税となり、一般的には、下表の設備等が該当します。

非課税となる床面積	非課税割合		備 考
	全 部	2分の1	
<b>1 次の設備に係る水槽の設置部分</b> ○ 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消火ポンプ設備・消防用防火水槽	○	—	消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用している場合も非課税に該当します。
<b>2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室</b> ○ 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備	○	—	一般用ポンプが併設されている場合には、ポンプの規模（占用床面積等）により案分します。
<b>3 次の設備の非常電源室又は予備電源室（発電室、蓄電室又は変電室）</b> ○ 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	○	—	・一般照明用等の電源設備が併設されている場合には、設備の規模（占用床面積等）により案分します。 ・他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備も非課税に該当します。
<b>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分</b> ○ 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	○	—	パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、一般設備の配管又は配線とを併せて格納するものも非課税に該当します。
<b>5 総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分</b>	○	—	消防用設備等の監視、操作等と空調保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤も非課税に該当します。
<b>6 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等</b> ○ 泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備	○	—	
<b>7 動力消防ポンプ設備の格納庫</b>	○	—	
<b>8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱及び連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分</b>	○	—	

非課税となる床面積	非課税割合		備 考
	全 部	2分の1	
9 消火器及び簡易消火用具の設置部分 ○ 消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩	○	—	設置箇所に標識が設けられ、常置されている場合に限り、占用床面積が非課税に該当します。
10 避難器具の設置部分 ○ すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋など	○	—	
11 排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	○	—	・排煙機と一般業務用の機器とが併設されている機械室は、設備の規模（占用床面積等）により案分します。 ・暖房用等の排煙を併せ行うダクトスペースも非課税に該当します。

## イ 防災用設備等

非課税となる床面積	非課税割合		備 考
	全 部	2分の1	
1 階段（建築基準法第35条等に規定するもの） ○ 特別避難階段の階段室及び附室 ○ 避難階段の階段室	○	—	・避難階段及び特別避難階段は、建築基準法施行令第123条の規定により設置されたものが非課税に該当します。 ・避難階とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。 ・避難階段の附室は、行政命令により設置された場合、その2分の1が非課税に該当します。
○ 避難階又は地上へ通ずる直通階段（特別避難階段及び避難階段を除きます。）の階段室（傾斜路を含みます。）	—	○	
2 廊下（建築基準法第35条等に規定するもの）	—	○	建築基準法施行令第119条の規定による場合、廊下の幅が、両側に居室がある場合は1.6m以上、その他の場合は1.2m以上のものが非課税に該当します。
3 避難階における屋外への出入口（建築基準法第35条等に規定するもの）	—	○	出入口に扉、柱等で区画されている部分がある場合、その部分の面積が非課税に該当します。
4 非常用出入口のバルコニーの部分（建築基準法第35条等に規定するもの）	○	—	
5 中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定するもの）（消防用設備等の操作機器の設置部分を除きます。）	—	○	・次の設備を設置しているものに限ります。 ① 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 ② 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及びかご内と連絡する電話装置（地下街以外の管理室） ③ 消防機関へ通報する火災報知設備
6 建築基準法施行令第112条第11項に規定する竪穴部分のうち、同項の規定により区画（防火区画）された次の部分 ○ 吹抜きとなっている部分 ○ 階段の部分 ○ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）の昇降路の部分 ○ ダクトスペースの部分 ○ その他これらに類する部分	—	○	主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち、準耐火構造の床、壁等で区画された部分（1、2、3、7に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。）
7 非常用エレベーター（建築基準法第34条等に規定するもの） ○ 昇降路の部分 ○ 乗降ロビーの部分	○	—	
8 避難通路（京都市火災予防条例の規定により設置するもの） ○ スプリンクラー設備（消防法施行令第12条に定められた技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限り、）の有効範囲内に設置するもの	○	—	・次の避難通路に限り、 ① 劇場等の避難通路は、客席に設けられたものをいいます。 ② キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席に設けられたものをいいます。 ③ 百貨店等の避難通路は、階における売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合、その売場又は展示場に設けられた主要避難通路及び床面積が600㎡以上の場合に設けられた補助避難通路（通路誘導灯により避難口まで導かれる避難通路又は避難経路図で示されている避難通路）をいいます。
○ 上記以外のもの	—	○	
9 京都市火災予防条例の規定により設置する防災施設 ○ 喫煙所、防災センター	—	○	
10 行政命令に基づき設置する防災に関する施設又は設備 ○ 消防用機器、避難器具等の操作面積（行政命令により、操作面積の確保及び範囲が明確にされ、かつ有効に確保されている場合に限り、）	—	○	

注 天井、壁等に取り付けられている設備等は床を占用しないので、非課税となる床面積がありません。

# 17 課税標準の特例施設等一覧表

(京都市で該当すると考えられるもの)

表中、法は地方税法、政令は地方税法施行令の略称です。(期限を明示しているもの以外は、令和7年2月1日現在)

区	分	控除率	
		資産割	従業者割
1	協同組合等の事業用施設〔法701の41①1〕 法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	2分の1	2分の1
2	専修学校等用施設〔法701の41①2〕 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除きます。)において直接教育の用に供する施設	2分の1	2分の1
3	公害防止施設等〔法701の41①3〕 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの(4に掲げるものを除きます。)	4分の3	—
4	産業廃棄物処理等事業者用施設〔法701の41①4〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設)	4分の3	2分の1
5	家畜市場〔法701の41①5〕 家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	4分の3	—
6	消費地食肉冷蔵施設〔法701の41①6〕 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	4分の3	—
7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造用施設〔法701の41①7〕 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類(酒税法第2条第1項に規定する酒類をいいます。)の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの	4分の3	—
8	木材取引市場等〔法701の41①8〕 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	4分の3	—
9	ホテル等営業用施設〔法701の41①9〕 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。)で政令で定めるもの(客室、専ら宿泊客の利用に供する食堂、主として宿泊客の利用に供する広間、ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの(玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、昇降機、リネン室及びランドリー室をいいます。))	2分の1	—
10	倉庫業者の倉庫〔法701の41①14〕 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(13に掲げるものを除きます。)	4分の3	—
11	タクシー事業用施設〔法701の41①15〕 道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限ります。)の用に供する施設で政令で定めるもの(事務所以外の施設)	2分の1	2分の1
12	流通業務地区内に設置される施設〔法701の41①17〕 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの(13に掲げるものを除きます。)	2分の1	2分の1
13	流通業務地区内に設置される倉庫〔法701の41①18〕 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	4分の3	2分の1
14	特定信書便事業用施設〔法701の41①19〕 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	2分の1	2分の1

区	分	控除率	
		資産割	従業者割
15	心身障害者を多数雇用する事業所等〔法701の41②〕 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限ります。）	2分の1	—
16	雇用改善助成対象者〔法701の31①5〕 雇用保険法その他の法令に基づく国の雇用に関する助成に係る方で政令で定めるもの ※ 「雇用改善助成対象者」とは、55歳以上65歳未満で、次の条件のいずれかに該当する方をいいます。 ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象の方 ・ 作業環境の適応訓練を受けた方 ・ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の雇用奨励金の支給に係る方	—	2分の1
17	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく生産施設〔法附則33⑤〕 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの （法人の場合は令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人の場合は令和7年分までに限ります。）〔令和6年度税制改正により法人は1年9月、個人は2年延長〕	4分の1	—
18	企業主導型保育事業の用に供する施設〔旧法附則33⑥〕 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設（平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に補助を受け、令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合に限ります。また、その場合であっても、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分までが対象となります。）	4分の3	4分の3
19	休止施設 事業活動の都合等で操業を停止し（機械の維持補修等が行われており、いつでも操業できる状態であるものを除きます。）、その部分が容易に交通できないように壁、扉、間仕切等で構造的に明確に区画・遮蔽されて、何らの事業にも供されていない（設置されていた機械、設備を撤去、又は廃棄するなどして、当該部分に係る事業の休止が客観的に明白な場合をいいます。）場合であって、その休止の期間が課税標準の算定期間の末日以前引き続き6月以上となるもの ※ 課税標準に含めない施設として休止施設を適用される場合には、申告書に「休止施設届出書」を併せて提出してください。	休止部分に係る床面積	—

# 18 減免施設一覧表

(令和7年2月1日現在)

事業所税の減免を受けようとする場合は、申告書の提出期限の1月前までに「事業所税減免申請書」の提出をすることが必要です。表中、法は地方税法、条規は京都市市税条例施行細則の略称です。

区	分	減免率	
		資産割	従業者割
1	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法第1項に規定する国際会議場施設 〔条規4の9①1〕	全部	全部
2	演劇その他の興行業の用に供する施設（以下「劇場等」といいます。）で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積以上であるもの〔条規4の9①2〕 * 当該舞台、舞台裏及び楽屋の部分に相当する金額の2分の1相当額	2分の1 （*）	—
3	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所〔条規4の9①3〕	2分の1	2分の1
4	道路運送法第3条第1号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営む者が当該事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分（当該事業の用に供するバスを学校教育法第1条に規定する学校（大学を除きます。）又は同法第124条に規定する専修学校がその学生、生徒、児童又は幼児のために行う旅行の用に供した方に係る施設に限り。）〔条規4の9①4〕 * 税額に当該事業に係るバスの総走行距離に対する当該旅行に係るバスの走行距離の割合を乗じて得た額の2分の1相当額	2分の1 （*）	2分の1 （*）
5	酒税法第2条に規定する酒類の卸売業者が酒類の保管の用に供する倉庫〔条規4の9①5〕	2分の1	—
6	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（本市の区域内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が30,000㎡未満であるものに限り。）〔条規4の9①5の2〕	全部	全部
7	法第701条の4第1項の表第15号に掲げる施設（タクシー事業用施設で事務所以外のもの（本市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下である方に係る施設に限り。））〔条規4の9①6〕	全部	全部
8	旧中小企業振興事業団法の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法による資金の貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う方が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの〔条規4の9①7〕	全部	全部
9	農業協同組合、水産業協同組合若しくは森林組合又はこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）〔条規4の9①9〕	全部	全部
10	果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示567号）第2条に掲げる炭酸飲料（以下「果実飲料等」といいます。）の製造業者が果実飲料等の製品の保管の用に供する倉庫で、果実飲料等の製造に係る事業所に存するもの（延べ面積が3,000㎡以下であるものに限り。）〔条規4の9①10〕	2分の1	—
11	古紙の回収の事業を行う方が当該事業の用に供する施設〔条規4の9①11〕	2分の1	—
12	専ら家具の製造又は販売の事業を行う方が製品又は商品の保管の用に供する施設〔条規4の9①12〕	2分の1	—
13	ビルの室内清掃又は設備管理の事業を行う方が当該事業の用に供する施設〔条規4の9①13〕 * 従業者割額のうち、ビルの室内清掃又は設備管理に直接従事する従業者に係る金額の全部	—	全部（*）
14	ねん糸、かさ高加工糸若しくは綿の製造を行う方（ねん糸若しくはかさ高加工糸の製造を行う方にあつては、専業に限り。）又は機械染色整理の事業を行う方で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する方が原材料又は製品の保管の用に供する施設〔条規4の9①14〕	2分の1	—
15	織物の製造を行う方で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する方が、原材料若しくは製品の保管又は精練、糸染、整経等製造の準備の用に供する施設〔条規4の9①15〕	2分の1	—
16	野菜又は果実（梅に限り。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外のもの〔条規4の9①16〕	4分の3	—
17	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場及び施釉場 <sup>ゆう</sup> を含みます。）及び製品倉庫〔条規4の9①17〕	2分の1	—
18	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（法第701条の34第3項第9号に該当するものを除きます。）〔条規4の9①18〕	全部	全部
19	古鉄の回収の事業を行う方が、当該事業の用に供する施設のうち回収した古鉄の保管の用に供する施設〔条規4の9①19〕	2分の1	—
20	芯板、紙管及び木管の製造の事業を行う方が、当該事業の用に供する施設のうち原材料又は製品の保管の用に供する施設〔条規4の9①19〕	2分の1	—
21	染色整理の事業を行う方で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する方が原材料、製品又は型の保管の用に供する施設（14に掲げるものを除きます。）〔条規4の9①19〕	2分の1	—
22	災害により2週間を超えて休止した施設等〔条規4の9①19〕 ※ お問い合わせください。	（※）	—

## 【納税義務者】

**問1 貸しビル**

当社は貸しビルを建築しましたが、事業所税は課税されますか。

答 事業所税は事業所等において事業を行う方に課税されますので、貸しビルの場合、そのビルを借りて事業を行う方に申告納付していただくことになります。

ただし、ビルの管理のための施設の部分は、貸主が納税義務者となります。また、別途「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」及び「貸付状況明細書」の提出をお願いします。(14頁参照)

**問2 地下駐車場**

当社は入居している貸しビル内にある地下駐車場を賃借しています。この場合の地下駐車場は課税されますか。

答 当該駐車場が貸しビル業者の営業に係るものであり、貸しビル業者が管理責任を負っている場合は、当該貸しビル業者が納税義務者となります。

また、貸しビル業者の営業に係るものでなく、テナントに管理責任がある場合は、当該テナントが納税義務者となります。

## 【課税標準】

**問3 未登記の家屋**

未登記の家屋は課税の対象となりますか。

答 課税の対象となる家屋となるかどうかは、不動産登記法上の建物（＝固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定され、未登記の家屋であっても、不動産登記法上の建物として登記の対象となり得るものである限り、課税の対象となります。

**問4 屋外駐車場**

貸しビルに入居して、隣接する屋外の駐車場を借りています。この駐車場は課税されますか。

答 課税の対象となるのは家屋です。いわゆる「青空駐車場」は課税の対象となりません。

**問5 事業所床面積**

事業所床面積は不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積を使用してよいですか。

それとも実測する必要がありますか。

答 事業所床面積は原則的に不動産登記法上の算定方法に基づき算定された面積によることとなりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積が実測面積と同様であれば、それらの面積を使用しても差支えありません。

**問6 共用部分の案分**

当社とA社は同一の事業所用家屋（1,800㎡）の中に同居しています。それぞれの専用部分の床面積は次のとおりです。当社及びA社の事業所床面積は何㎡になりますか。

当社の専用部分 900㎡

A社の専用部分 600㎡

（共用床面積）＝家屋全体の床面積（1,800㎡）－延べ専用床面積（1,500㎡）＝300㎡

答 貴社とA社の床面積の算定は、共用部分を専用部分の面積で案分し、次のように算定します。

$$\text{貴社} \quad 900 + 300 \times \frac{900}{1,500} = 1,080 \text{ m}^2$$

$$\text{A社} \quad 600 + 300 \times \frac{600}{1,500} = 720 \text{ m}^2$$

### 問7 事業年度中途の事業所の新設又は廃止等（新設の日・廃止の日）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。4月の半ばに店舗を借りて内装工事を行い、5月1日にオープンしました。新設の日はいつですか。

また、店舗を4月25日に閉店し原状復旧工事を行い、5月10日に貸主に返却した場合の廃止の日はいつですか。

答 当該業務の準備期間等も事業に含みますので、原則として賃貸借期間の開始日が新設の日となります。算定期間（事業年度等）の中途での新設の場合、月割計算の月数は、新設の日の属する月の翌月から数えますので、4月が新設の日の属する月となり月数は5月から数えます。

また、廃止の日は、営業終了の日ではなく、原状復旧工事が終了し貸主に返却した日となりますので、5月が廃止の日の属する月となり月数は5月まで数えます。

### 問8 事業年度中途の事業所の新設又は廃止等（免税点判定・課税標準）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。今期の事業年度開始日現在の各事業所の床面積、期中の異動状況及び事業年度末日の各事業所の床面積は次のとおりです。

今期の資産割の課税はどのようになりますか。

	(開始日床面積)	(期中の異動状況)	(末日床面積)
本 社	250 m <sup>2</sup>	(7月1日に同一敷地内に50 m <sup>2</sup> のE営業所を新築)	⇒ 300 m <sup>2</sup>
A営業所	200 m <sup>2</sup>	(9月1日に同一ビル内に100 m <sup>2</sup> を借増し)	⇒ 300 m <sup>2</sup>
B営業所	140 m <sup>2</sup>	(5月20日に廃止、20 m <sup>2</sup> の非課税部分あり)	⇒ 0 m <sup>2</sup>
C営業所	0 m <sup>2</sup>	(12月10日に営業所300 m <sup>2</sup> を開設)	⇒ 300 m <sup>2</sup>
D営業所	300 m <sup>2</sup>	(8月15日に同一ビル内の100 m <sup>2</sup> を契約解除)	⇒ 200 m <sup>2</sup>
(免税点判定)			300 + 300 + 0 + 300 + 200 = <u>1,100 m<sup>2</sup></u>

答 事業年度末日に免税点を超える事業所床面積(1,100 m<sup>2</sup>)を有するため、課税となります。また、課税標準は、年度の中で新設又は廃止された事業所床面積について月割で計算します。ただし、月割計算は同一敷地内での新築・増築又は取壊し、同一家屋での借増し又は一部解除の場合には適用されません。したがって、B及びC営業所は月割計算を行いますが、本社、A、D及びE営業所は月割計算を行いません。

本社・E営業所	300 m <sup>2</sup>	(月割計算しません。)
A営業所	300 m <sup>2</sup>	(月割計算しません。)
B営業所	(140 - 20) × 2 / 12 = 20 m <sup>2</sup>	(廃止月までの月数で計算します。)
C営業所	300 × 3 / 12 = 75 m <sup>2</sup>	(新設月の翌月からの月数で計算します。)
D営業所	200 m <sup>2</sup>	(月割計算しません。)

$$\text{(課税標準となる事業所床面積)} \quad 300 + 300 + 20 + 75 + 200 = \underline{895 \text{ m}^2}$$

### 問9 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所等の新設又は廃止

当社は決算日を3月末日から9月末日に変更しました。6月15日に900 m<sup>2</sup>の事業所等/new設した場合、課税標準となる床面積はどのようになりますか。

答 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合は、その算定期間の末日現在における事業所床面積を12で除した面積に、その算定期間の月数を乗じて得た面積が課税標準となります。

この取扱いは課税標準の算定期間の中途に事業所等/new設又は廃止があつた場合にも適用されますので、課税標準となる床面積は、 $900 \text{ m}^2 \times (6 \text{ 月} / 12 \text{ 月}) \times (3 \text{ 月} / 6 \text{ 月}) = 225 \text{ m}^2$ となります。

## 問10 非課税と課税標準の特例の適用の範囲と効果

当社は3階建ての事業所用家屋で事業を行っており、各階の使用状況は以下のとおりです。

免税点の判定と課税はどのようになりますか。

	(事業用施設)	(廊下等)	(使用状況)
1階	500㎡	100㎡	事務所
2階	450㎡	50㎡	福利厚生
3階	350㎡	50㎡	休止
合計	1,300㎡	200㎡	

答 免税点の判定は、事業所床面積から非課税となる床面積を差し引いた床面積で判定します。

非課税の対象となる床面積（福利厚生施設）は、直接非課税の用途に供される施設の部分に限りますので、2階の廊下等の部分は非課税となりません。

この場合の免税点の判定は、 $1,300 + 200 - 450 = 1,050\text{㎡}$ となり、免税点を超えるため課税となります。

課税標準は、事業所床面積から非課税と課税標準の特例の床面積を差し引いて求めます。

なお、課税標準の特例の対象となる床面積（休止施設）も、非課税床面積と同様に直接課税標準の特例の用途に供される施設の部分に限ります。

(課税標準となる床面積)  $1,300 + 200 - 450 - 350 = 700\text{㎡}$

## 問11 課税標準の算定期間の中で高齢者となった従業員の給与総額について

当社の賃金は月毎に計算を行い、翌月の10日に支払うことになっています。

ある社員が事業年度の中途の7月5日に高齢者に該当することになりました。この場合、7月10日に支払った給与から非課税となるのでしょうか。

答 事業年度の中途で高齢者に該当することになった従業員の給与総額は、高齢者に該当する年齢に達した日以後に係るものが控除されます。

この場合は、8月10日に支払われた給与から控除することになります。

## 問12 市外の事業所に勤務する役員の給与総額について

本社が京都市内にある法人で、市外の支社に使用人兼務役員として勤務している場合の役員報酬は、支社の従業員給与総額に算入するのでしょうか。

答 役員の報酬及び賞与は本社の従業員給与総額に含みますが、使用人を兼務している（支社長等）場合、使用人としての給与等は本社の従業員給与総額に含みません。

なお、高齢者の方が役員と市内の支社の使用人を兼務している場合、役員報酬だけでなく使用人としての給与も課税の対象となりますので御注意ください。

## 【免税点】

## 問13 事業所床面積の名寄せ

当店はパン類の製造と販売をしています。京都市内に工場(720㎡)、A販売店(100㎡)、B販売店(120㎡)及びC販売店(80㎡)の4つの事業所を有しています。

資産割は課税されますか。

答 事業所床面積は同一人に係る同一課税市にある事業所分を名寄せすることになります。

床面積の合計は、 $720(\text{工場}) + 100(\text{A}) + 120(\text{B}) + 80(\text{C}) = 1,020\text{㎡}$ となり、免税点(1,000㎡)を超えていますので、資産割は課税されます。

#### 問 1 4 課税標準の特例施設と免税点の判定

当社は心身障害者を多数雇用する事業所として、資産割の課税標準の特例（控除率：2分の1）の適用を受けることとされています。

事業所床面積は1,800㎡で、2分の1を控除すると課税標準は900㎡となりますから、免税点（1,000㎡）以下として資産割は課税されないこととなりますか。

答 免税点の判定においては課税標準の特例を適用する前の事業所床面積1,800㎡が基準となりますので、免税点を超えることとなります。（☞ 24頁「問10」）

課税標準となる床面積は、 $1,800\text{㎡} \times 1/2 = 900\text{㎡}$ となります。

#### 問 1 5 資産割の月割計算と免税点の判定

算定期間の中途において新設された事業所等の場合、資産割の課税標準は使用された月数に応じて事業所床面積を案分して算定することとされていますが、免税点の判定の場合もこのように案分して算定した結果に基づいて判定を行うこととなりますか。

答 免税点の判定の場合、月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により判定を行います。

#### 問 1 6 事業年度の中途の事業所等の廃止により期末に800㎡未満となった場合

当社は、前期まで事業所税の資産割を申告納付していましたが、今期は事業年度の中途で一部の事業所を廃止し、事業年度の末日の事業所等の床面積が800㎡未満となりました。

この場合、申告は必要でしょうか。

答 免税点の判定は、事業年度の末日の現況により行いますから、事業年度の末日の事業所等の床面積が1,000㎡以下となった場合は課税されません。

また、貴社の場合、事業年度の末日の事業所等の床面積が、申告義務のある800㎡を超えていないとしても、前事業年度分の納付申告がありますので、今期の申告は必要です。

なお、この場合の課税標準について、廃止された事業所は月割で、他の事業所等は通年で、それぞれ算出します。

#### 問 1 7 課税標準の算定期間の末日の異動

課税標準の算定期間の末日に事業所等の新設・廃止があった場合の免税点の判定は、どのようになりますか。

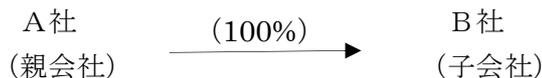
答 課税標準の算定期間の末日に異動があった場合の免税点の判定は、次のとおりです。

異 動 内 容	資 産 割	従 業 者 割
末日に新設された事業所等	含める	含める
末日に廃止された事業所等	含める	含める
末日に採用された従業者	/	含める
末日に退職された従業者		含める
末日に非課税となった施設	含めない	含めない
末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
末日に高齢者に該当することになった従業者	/	含めない
末日に市域内へ配置された従業者		含める
末日に市域外へ配置された従業者		含めない

## 【みなし共同事業の課税の特例】

### 問 1 8 特殊関係者の判定①

B社はA社の100%子会社です。この場合、特殊関係者の判定はどのようにになりますか。



答 「判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社」は特殊関係者に該当します。A社を判定の基礎としてB社は同族会社に該当します（A社がB社の同族会社判定の基礎となっている）ので、B社はA社の特殊関係者に該当し、A社（親会社）はB社（子会社）の事業所床面積を含めて免税点判定を行います（A社とB社が同一家屋に同居している家屋に限る）。

なお、A社はB社の特殊関係者には該当しませんので、同居している場合であっても、B社（子会社）はA社（親会社）の事業所床面積を含めて判定する必要はありません。

### 問 1 9 特殊関係者の判定②

下図のような資本関係の場合、特殊関係者の判定はどのようにになりますか。



答 「判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社」は、特殊関係者に該当します。したがって、甲社はA社の特殊関係者に、乙社はA社及びB社の特殊関係者に該当します。（A社は甲社の同族会社判定の基礎となっている。A社・B社は乙社の同族会社判定の基礎となっている。C社は乙社の同族会社判定の基礎となっていない。）

また、「判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」は、特殊関係者に該当します。

甲社は乙社の同族会社判定の基礎となった株主（A社・B社）の一部（A社）を判定の基礎として同族会社に該当します（兄弟会社）ので、甲社は乙社の特殊関係者に該当し、乙社は甲社の事業所用床面積を含めて免税点判定をします。

なお、乙社も甲社の兄弟会社に当たりますが、乙社は甲社の同族会社判定の基礎となった株主（A社）だけでは同族会社に該当しませんので、乙社は甲社の特殊関係者に該当せず、甲社は、乙社の事業所用床面積を含める必要はありません。

よって、免税点判定は以下の通りです。（同一家屋に同居している場合に限る）

・乙社・・・自社+甲社                      甲社・・・自社のみ

### 問 2 0 みなし共同事業の課税の特例

A社、B社、C社は甲社が100%出資する同族会社です。（A社、B社及びC社からは甲社に出資がないものとします。）

A社、B社及び甲社は同一の家屋に事業所があり、C社は別の家屋に事業所があります。床面積及び従業者数はそれぞれ次のとおりです。

4社の免税点の判定及び課税標準の算定はどのようにになりますか。

	(床面積)	(従業者数)
甲社	650㎡	36人
A社	400㎡	58人
B社	350㎡	49人
C社	200㎡	14人

答 特殊関係者を有する場合、特殊関係者が同一の家屋で事業を行っているときは共同事業とみなされ、特殊関係者を有する方は特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合算して免税点の判定を行います。

A社、B社及びC社は甲社の特殊関係者であり、また、A社、B社及びC社は互いに特殊関係者です。免税点の判定は次のとおりです。

	(資産割の免税点判定)	(従業者割の免税点判定)
甲社	$650 + 400 + 350 = 1,400 \text{ m}^2$	$36 + 58 + 49 = 143 \text{ 人}$
A社	$400 + 350 = 750 \text{ m}^2$ (免税点以下)	$58 + 49 = 107 \text{ 人}$
B社	$350 + 400 = 750 \text{ m}^2$ (免税点以下)	$49 + 58 = 107 \text{ 人}$
C社	$200 \text{ m}^2$ (免税点以下)	$14 \text{ 人}$ (免税点以下)

※ C社は同一の家屋で事業を行っていませんので、単独で免税点を判定します。

免税点を超える場合、課税標準は特殊関係者を有する方が単独で行っている事業所床面積(従業者給与総額)のみとなります。

## 【非課税】

### 問2-1 勤労者福利厚生施設

当社は事業所内に従業者の食堂、休憩室、更衣室を設けていますが、それらは勤労者福利厚生施設として非課税に該当しますか。

また、トイレ、給湯室も勤労者福利厚生施設として非課税に該当しますか。

答 非課税とされる福利厚生施設とは、直接に企業の事業活動の用に供されるものではなく、従業者の福利厚生のために設置されたものをいい、業務にも使用する施設は該当しません。

一般的に、従業者の食堂、休憩室は非課税に該当します。

更衣室は就業規則等でユニホーム等の着用が義務付けられている場合、事業活動上必要な施設と考えられますので、非課税に該当しません。

また、トイレ、給湯室は事業活動を支える施設であり、間接的に業務に使用されている施設となりますので、非課税に該当しません。

### 問2-2 消防防災施設等の非課税

当社は京都市内の自社ビルに事務所を設けていますが、階段や廊下などに消防防災施設等の非課税が適用されますか。

答 当該家屋が消防法に規定する防火対象物のうち、政令で定めるもの(特定防火対象物(※))に該当する場合に限り、階段や廊下等の消防防災施設等に対して非課税が適用されます。

一般的に、事務所ビルは特定防火対象物に該当しませんので、非課税が適用されません。

ただし、ビル内に飲食店や物販店舗等があり、複合用途防火対象物(消防法施行令別表第1の第16項イ)に該当する場合は、非課税が適用されます。

詳しくは17~18頁「16 消防防災施設等の非課税」を参照してください。

※ 「特定防火対象物」であるかどうかは、消防署から交付されている「消防用設備等検査済証」の用途等で確認できます。

### 問2-3 避難通路

当社は特定防火対象物の建物に物販店舗を設けていますが、どのような通路が消防防災施設として非課税の適用を受けられる避難通路に該当しますか。

答 京都市火災予防条例により設置が必要とされる場所に設けられた所定の幅員を満たす通路で、火災その他の災害に際し、出入口や階段に通ずる避難するための通路とすぐ分かるように明瞭に表示され、しかも、それが避難のための通路として常時有効に機能し得る状態にあり、通路誘導灯の設置がされるなど客観的にそのような状態にある通路のみが、避難通路としての非課税の適用を受けられます。

なお、通路上に物品等(ベルトパーテーション、カート、商品又は商品棚等)が一時的にでも置かれた場合は、避難のための通路として常時有効に機能し得る状態には当たりません。

## 【課税標準の特例】

### 問24 ホテル等営業用施設

当社は簡易宿所営業の許可を受けてホテルを営業しています。

ホテル等営業用施設として、課税標準の特例の適用を受けることができますか。

答 課税標準の特例施設に該当するホテル等営業用施設とは、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。）をいいます。

したがって、「簡易宿所営業用施設」は、課税標準の特例の適用を受けることができません。

### 問25 休止施設

休止施設は事業所床面積から除いて申告するのでしょうか。

答 「休止施設」とは、事業活動の都合等で操業を停止し（機械の維持補修等が行われており、いつでも操業できる状態であるものを除きます。）、その部分が容易に交通できないように壁、扉、間仕切等で構造的に明確に区画・遮蔽されて、何らの事業にも供されていない（設置されていた機械、設備を撤去又は廃棄するなどして、当該部分に係る事業の休止が客観的に明白な）場合であって、その休止の期間が課税標準の算定期間の末日以前引き続き6月以上となるものをいいます。

したがって、改築又は改装のために休止している場合、単に一部分のみを使用していない状態では、休止施設とはなりません。

申告の際は、休止施設に係る床面積は事業所等の床面積に含めるとともに、別表Ⅲ「課税標準の特例明細書」に休止施設として記入してください。

また、併せて「休止施設届出書」を提出してください。

※ 「休止施設届出書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

### 問26 未使用施設

事業所を新設しましたが、新設時から未使用の施設があります。

この場合は、事業所床面積から除いて申告してよいのでしょうか。

答 未使用の施設は、申告の対象となり、免税点の判定に含まれます。

なお、新設時から引き続いて未使用の状態にあり、その部分が休止施設と同様の状況の場合は、休止施設と同様に取り扱うことができる例がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 【その他】

### 問27 申告納付期限

申告納付の期限が日曜日の場合には、期限が延長されるのでしょうか。

答 申告納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び1月2日、同月3日、12月29日、同月30日若しくは同月31日に当たるときは、これらの日の翌日が期限となります。

## 20 確認表

### 1 免税点の判定

課税標準の算定期間の中途に新設した事業所等の床面積を月割して判定していませんか？
→ 課税標準の算定期間の末日の現況（月割をする前の床面積）で判定します。
休止施設や課税標準の特例の部分を除いて判定していませんか？
→ 休止施設や課税標準の特例部分は、免税点判定に含めます。
課税標準の算定期間の末日現在の従業者数に、高齢者及び障害者を含めて判定していませんか？
役員について、高齢者及び障害者に該当するとして判定対象の従業者から除いていませんか？
→ 役員は、障害者や高齢者であっても、免税点判定に含めます。

### 2 課税標準の算定（資産割）

事業所等の新設日・廃止日は、賃貸借契約の開始日・解約日になっていますか？
→ 開店の日・閉店の日ではなく、当該業務の準備期間・原状回復期間等を含めます。
課税標準の算定期間の中途に同一ビル内(同一敷地内)で事業所床面積に異動があった場合に、月割計算していませんか？
→ 同一ビル内(同一敷地内)での床面積の異動があった場合は、算定期間の末日現在の床面積が課税標準となります。
事業所床面積に共用床面積を含めていますか？
→ ビルの全てを使用している場合以外は、共用部分があります。ビルのオーナー、貸主等にお問合せのうえ、共用部分の計算書を添付してください。
勤労者福利厚生施設を業務にも使用していませんか？
→ 業務にも使用する施設は、非課税の適用がありません。
勤労者福利厚生施設の面積や用途に変更はありませんか？
→ 変更がある場合は、面積を算定した根拠資料を添付してください。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当する営業の用に供されるホテル等の施設に課税標準の特例を適用していませんか？
旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業以外の施設に課税標準の特例を適用していませんか？
→ いわゆるラブホテルや簡易宿所営業の施設は、課税標準の特例の適用がありません。
非課税の適用が受けられる避難通路に物品を置いていませんか？
→ 非課税の適用が受けられる避難通路に物品（ベルトパーテーション・商品棚・カート等）を置かれた場合は、原則として非課税の適用を受けることができません。

### 3 課税標準の算定（従業者割）

所得税法上非課税の通勤手当を従業者給与総額に含めていませんか？
→ なお、所得税法上課税の通勤手当は、従業者給与総額に含めます。
課税標準の算定期間の中途で非課税の対象となる年齢に達した高齢者の給与について、算定期間の全ての給与を従業者給与総額から除いていませんか？
→ この場合、 <u>誕生日の属する給与計算期間以降の給与</u> を除きます。
役員について、高齢者及び障害者に該当するとして従業者給与総額から除いていませんか？
→ 役員は、高齢者や障害者であっても、その給与等を従業者給与総額に含めます。
所定労働時間が週30時間未満の「パート・アルバイト」及び中途退職者の給与を従業者給与総額から除いていませんか？
→ 免税点判定から除かれるパート・アルバイトや中途退職者の給与も、従業者給与総額に含めます。

### 4 その他

「休止施設届出書」に休止の理由及び現況を具体的に記入していますか？
休止施設を業務に使用していませんか？
→ 休止施設において物品の一時的な保管をするなど業務に使用した場合は、休止施設に該当しません。
申告書と明細書等の数値は一致していますか？ 申告書等の記入漏れ、添付忘れはありませんか？



京都市市税事務所 事業所税担当は

## 令和7年8月に京都市役所分庁舎へ移転 します。

<令和7年8月8日まで>

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル5階 (烏丸御池西南角)

TEL(075)213-5248 FAX(075)213-5305

<交通>地下鉄「烏丸御池駅」4-2出入口すぐ 市バス「烏丸御池」下車すぐ

※来所の際は公共交通機関を御利用ください。

駐車場及び駐輪場(自転車・バイク)はありません。

<令和7年8月12日から>

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

市役所分庁舎地下1階

TEL(075)222-3669 FAX(075)213-5305

<交通>地下鉄「京都市役所前駅」市バス「京都市役所前」

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しく下さい。

納税証明書発行

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル (烏丸御池西南角)

TEL(075)213-5467

<交通>地下鉄「烏丸御池駅」4-2出入口すぐ 市バス「烏丸御池」下車すぐ

納税証明書の発行場所は  
変更ありませんので、  
御注意ください。

事業所税の申告納付は期限内に！  
(期限後の申告には、不申告加算金が課されます。)

詳しくは、京都市ホームページ「京都市情報館」にて

事業所税

サイト内検索

で検索してください。

編集・発行 京都市行財政局市税事務所 事業所税担当

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

